

会計基準等開発動向

2017年8月8日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」	権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理について、会計上の取扱いを明確化することを目的として検討が行われている。	平成29年5月10日に、実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」等が公表された。平成29年7月10日までコメント募集されていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。最終基準化の目標時期は定められていない。
適用後レビューの計画策定	ASBJが開発する会計基準の適正手続(デュー・プロセス)は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。 平成29年6月22日に公表された「適用後レビューの計画策定に係る意見募集文書に寄せられたコメントへの対応の取りまとめ」では、今後、開示に関する適用後レビューを実施する方向性で、詳細な計画を策定することが記載されている。	平成29年1月12日に「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集」が公表され、平成29年6月22日に「適用後レビューの計画策定に係る意見募集文書に寄せられたコメントへの対応の取りまとめ」が公表されている。 今後、開示に関する適用後レビューの詳細な計画を策定し、適正手続監督委員会報告し、その後、適用後レビューを実施することとされている。目標時期は特に定められていない。
税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)	JICPAから公表されている税効果会計及び当期税金に関する実務指針について、基準諮問会議からの提言に基づき、必要な見直しを行ったうえで、ASBJの適用指針等に移管することを目的として、検討を行っているものである。このうち、繰延税金資産の回収可能性に関する定め以外の税効果会計に関する定めについて、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる見直しを行うこととするものである。	平成29年6月6日に以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案が公表された。平成29年8月7日までコメント募集されていた。 <ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準公開草案第60号『「税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」 企業会計基準適用指針公開草案第58号「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」 企業会計基準適用指針公開草案第59号(企業会計基準適用指針第26号の改正案)「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」 企業会計基準適用指針公開草案第60号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針(案)」
企業会計基準公開草案「収益認識に関する会計基準(案)」	平成26年5月に国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)から「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)が公表されたことを踏まえ、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとする等の観点から、収益認識に関する包括的な会計基準の開発について検討が行われている。	平成29年7月20日に以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案が公表された。コメント期限は平成29年10月20日まで。 <ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準(案)」 企業会計基準適用指針公開草案第61号「収益認識に関する会計基準の適用指針(案)」

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
一括取得型による自社株式取得取引に係る会計処理に関する指針	米国で実施されている一括取得型による自社株式取得取引（ASR：Accelerated Share Repurchase）について、我が国企業が実施した場合の会計処理に関する指針を開発することを目的として検討が行われている。本テーマについては、基準諮問会議からの提言に基づき、日本証券業協会の参考人から示された我が国における取引スキームについて検討が行われている。	第22回基準諮問会議（平成26年11月19日開催）において、新規テーマとしてASBJに提言が決定され、第302回企業会計基準委員会（平成26年12月18日開催）において、ASBJの新規テーマとして取り上げることが承認された。平成27年1月より検討が開始されており、公開草案の公表に向けて検討が行われているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定められていない。
実務対応報告第18号の見直し	実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」について、在外子会社が国際財務報告基準（IFRS）に準拠している場合、資本性金融商品に関するノンリサイクリング処理について親会社の連結財務諸表を作成するうえで修正を要するとすべきか等について、修正項目の見直しの検討が行われている。	第25回基準諮問会議（平成27年11月12日開催）において新規テーマとして提案。親会社が日本基準、国内子会社がIFRSを適用している場合、親会社の連結財務諸表作成において実務対応報告第18号を適用できるように実務対応報告を修正すべきかについて検討が行われ、平成29年3月29日に実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の改正が公表された（上記「公開草案公表中」参照）。 なお、修正項目の見直しの検討に関しては、IFRS第9号「金融商品」における、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動に関するノンリサイクリング処理、及び米国会計基準の会計基準新書第2016-01号「金融商品-総論（サブトピック825-10）：金融資産及び金融負債に関する認識及び測定」における、株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理を中心に検討が行われている。現在、これらを修正項目とする場合の実務対応の可否等を検討中である。公開草案の公表の目標時期は定められていない。
マイナス金利に関連する会計上の論点への対応	マイナス金利に関連する会計上の論点のうち退職給付債務の計算における割引率について、会計上の取扱いを明確化することを目的として検討が行われている。 平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度の取扱いに関しては、平成29年3月29日に、実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」が公表された。	平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関しては、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、平成29年12月までに最終基準化することを目標として検討が行われている。
仮想通貨に係る会計上の取扱いについて	仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運営の観点及び会計処理が明確にされない場合には多様な会計実務が形成される可能性がある点を踏まえ、仮想通貨交換業者及び仮想通貨の利用者における仮想通貨に係る会計上の取扱いを検討が行われている。	第28回基準諮問会議（平成28年11月14日開催）において新規テーマとして提案。第29回基準諮問会議（平成29年3月14日開催）において、ASBJの新規テーマとして提言することとされ、第358回企業会計基準委員会（平成29年4月10日開催）においてASBJの新規テーマとして取り上げることが承認された。 平成29年9月頃に公開草案を公表することを目標として検討が行われている。

■審議が開始されていないもの

項目	内容	ステータス
「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い	企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の一部が返還される場合の取扱いを検討することを予定している。	第19回基準諮問会議（平成25年11月20日開催）において、ASBJの新規テーマとして提言された。 開発の目標時期は特に定められていない。
子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ検討することを予定している。	第26回基準諮問会議（平成28年3月4日開催）において新規テーマとして提案。 第27回基準諮問会議（平成28年7月4日開催）において、ASBJの新規テーマとして提言することとされ、第341回企業会計基準委員会（平成28年7月25日開催）においてASBJの新規テーマとして取り上げることが承認された。 開発の目標時期は特に定められていない。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実	我が国の会計基準とIFRSにおいて注記情報の開示が要求される項目を比較すると、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として、日本基準においても開示を求めべきと考えられる項目がある。 特に、IAS第1号「財務諸表の表示」において開示が求められている「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」については、財務諸表利用者が、企業の財務諸表の作成の前提を理解し、重要な不確実性（リスク）を把握する上で有用であり、投資家と企業との対話を促進する基礎となる情報であると考えられる。このため、我が国の会計基準においても、こうした情報を注記情報として開示を求めるとを検討すべきであることから提案されたものである。なお、上記の注記情報の検討においては、我が国の財務諸表の「重要な会計方針の注記」についても、企業の実態に即した、より具体的な記載を求めるとも合わせて検討されるべきとされている。	第26回基準諮問会議（平成28年3月4日開催）において新規テーマとして提案。 第29回基準諮問会議において、当面IASBから公表予定の開示原則に関するディスカッション・ペーパー（DP）へのコメント検討を終えた後、本テーマに関する議論を再開することとされた。
無対価株式交換の会計処理	平成22年度税制改正により無対価株式交換の取扱いが整備されたが、会計上、無対価の組織再編の取扱いは、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（第203-2項）において合併と会社分割の場合しか規定されておらず、株式交換の場合の処理が規定されていない。実務ではいくつかの処理が想定されるため、適切な処理の明確化が必要とされているもの。	第24回基準諮問会議（平成27年7月13日開催）において新規テーマとして提案。 現在、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼中。
親会社による子会社の吸収合併	非支配株主が存在する場合の会計処理について、以下の点に対応する会計処理の検討・整理を求めるもの ①連結財務諸表上、追加取得時に生じる差額として資本剰余金として処理されている額が、合併後の親会社の個別財務諸表では損益（抱合せ株式消滅差損益）となり、連結財務諸表と一致しない。 ②非支配株主が存在する状況で子会社の現金を対価として吸収合併する場合、「現金を対価とする共通支配下の取引」と捉え、非支配株主持分相当額から生じる差額について「のれん」とするか、株式が対価の場合と同様に、「資本剰余金」とするか明らかではない。	第24回基準諮問会議（平成27年7月13日開催）において新規テーマとして提案。 現在実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼中。

	③親会社が「非支配株主が存在する状況で子会社を対価現金で吸収合併する場合」と、「非支配株主から株式を取得し完全子会社とした後に吸収合併する場合」とで、非支配株主相当額から生じる差額が前者は「のれん」又は「資本剰余金（その他資本剰余金）」、後者は「損益（抱合せ株式消滅差損益）」となり、両者の会計処理に著しい相違が生じる可能性がある。	
会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する規定の改正	金融庁は、平成27年3月31日付で追加した自己資本比率規制に関するQ&A第78条-Q4において、一定の条件を満たした任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメントは、オフ・バランス取引として与信相当額として認識する必要がないことを明確化している。 その結果、自己資本比率等計算上のコミットメントの扱いと会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントの当該範囲に差異が発生しているため、「金融商品会計に関する実務指針」の一部改正を求めるものである。	第25回基準諮問会議（平成27年11月12日開催）において新規テーマとして提案。現在実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼中。国際的な規制の見直しについての状況を注視している。
「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について	「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の内容と、同条文中で参照している「事業分離等に関する会計基準」の内容について、表面上の記載が相違していると見えるため、明瞭性の観点からも適用指針の文言を修正した方が良いと考えられるとして提案されたものである。	第29回基準諮問会議（平成29年3月14日開催）において新規テーマとして提案。今後の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正時に対応を図ることをASBJに依頼することを提案することとされた。

【日本公認会計士協会 JICPA】

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
該当なし		

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

以上